

# 第 9 期 事 業 報 告

〔 平成 25 年 4 月 1 日から  
平成 26 年 3 月 31 日まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注) 本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 事業報告

(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の一体的な取り組みの政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がりました。また、企業収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善していく中で、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される状況にあります。

このような経済情勢のもと、当社グループが運営する高速道路事業において、通行台数は、景気回復の影響などにより前期比 4.5%の増となり、料金収入は、前期比 3.4%の増 (605,393 百万円) となりました。

また、高速道路の安全性・健全性を将来にわたり確保するための取り組みを開始したほか、高速道路ネットワークの形成・充実に向けて道路建設事業を着実にを行い、京都縦貫自動車道 (沓掛 I C ~ 大山崎 J C T) 等の 2 道 3 区間を新たに開通しました。

高速道路事業以外の事業においては、サービスエリア・パーキングエリア (以下「S A・P A」といいます。) 事業を中心に展開し、店舗の売上は前期比 7.0%の増 (151,578 百万円) となりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は 886,616 百万円 (前連結会計年度比 21.0%増)、営業費用は 882,143 百万円 (同 21.3%増)、営業利益は 4,472 百万円 (同 25.7%減)、経常利益は 6,173 百万円 (同 28.1%減) となり、当期純利益は 3,480 百万円 (同 45.9%減) となりました。

事業別の概況は次のとおりです。

#### (高速道路事業)

高速道路事業においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 (以下「機構」といいます。) と平成 18 年 3 月 31 日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」、「一般国道 31 号 (広島呉道路) に関する協定」、「一般国道 165 号及び 166 号 (南阪奈道路) に関する協定」及び「一般国道 201 号 (八木山バイパス) に関する協定」(その後の協定変更を含みます。) 並びに道路整備特別措置法 (昭和 31 年法律第 7 号) 第 3 条の規定による許可及び同法第 4 条の規定に基づき、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

まず、道路管理事業については、国民共有の財産である高速道路資産の健全性と機能を永続的に確保し、長期的な視野にたつて道路構造物の計画的な維持管理・更新を行うため、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社とともに設置した「高速道路資産の長期保全及び更新の在り方に関する技術検討委員会」による提言を受け、「高速道路の大規模更新・大規模修繕計画 (概略)」を策定しました。

また、中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受け、高速道路を利用されるお客さまに対する安全性を確保するための対策を早期かつ確実に実施するため、高速道路事業に係る利益剰余金を活用した修繕事業である利益剰余金活用事業（平成 25 年度事業計画認可）を実施しました。加えて、東日本大震災を教訓に、和歌山県や高知県など津波被害が予想される箇所の高速道路に津波避難場所を設置するなど実効性のある対策に取り組むとともに、関係機関との連携を加速させ、災害対応力の強化を図りました。

その他、E T C の利用促進を図るとともに、マイレージ割引など E T C を活用した各種料金割引に加え、高速道路利便増進事業の料金割引などを実施しました。また、国土交通省公表の「新たな高速道路料金に関する基本方針」に基づいた「新たな高速道路料金（案）」を作成し、国民の皆さまからご意見を伺うなど所要の手続きを経て、平成 26 年 3 月 14 日に国土交通大臣から高速道路事業の変更の許可を受けて、消費税（8%）の転嫁も踏まえた平成 26 年 4 月 1 日以降の新たな高速道路料金を決定しました。

一方、道路建設事業については、新名神高速道路の着実な整備を行うなど高速道路ネットワークの形成・充実を図るとともに、平成 25 年 6 月 11 日、湯浅御坊道路四車線化等についての事業許可を新たに受けました。また、同年 4 月 21 日には京都縦貫自動車道（沓掛 I C ～ 大山崎 J C T）が、平成 26 年 3 月 16 日には東九州自動車道（日向 I C ～ 都農 I C）が、同月 23 日には東九州自動車道（苅田北九州空港 I C ～ 行橋 I C）がそれぞれ開通したほか、名神高速道路蒲生スマート I C 他 2 箇所等の供用を開始しました。

これらの結果、道路資産完成高及び同完成原価の大幅な増加等により、当連結会計年度の営業収益は 828,753 百万円（前連結会計年度比 23.3%増）、営業費用は 829,885 百万円（同 23.8%増）となり、また、利益剰余金活用事業を実施したこと等から、営業損失は 1,131 百万円（前連結会計年度は営業利益 1,839 百万円）となりました。

#### （受託事業）

受託事業としては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、東九州自動車道などの国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式（※）による高速自動車国道の新設や、一般国道 24 号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は 13,132 百万円（前連結会計年度比 22.6%減）、営業費用は 13,069 百万円（同 22.5%減）となり、営業利益は 62 百万円（同 31.1%減）となりました。

※ 高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

#### （S A ・ P A 事業）

S A ・ P A 事業では、テナント各社と協力し、S A ・ P A を「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」への変革を目指し、地域性や交通

特性などを踏まえた店づくり・品揃え等のブランド戦略を展開しました。ブランド化にあたっては、3つの特色を持つエリアを展開し、日常的なご利用においてご満足いただけるサービスを「おもてなしの心」で提供する「モテナス」として山陽自動車道奥屋PA（下り線）など2店舗、地域の特色を活かしたサービスを提供する「アドヴァンストエリア」として大分自動車道山田SA（上り線）1店舗、特別なコンセプトを持つ旅の目的地となる「パヴァリエ」として名神高速道路大津SA（下り線）など2店舗をリニューアルオープンしました。

飲食物販部門の売上は102,682百万円（前年同期比1.7%増）、ガスターションの売上が48,896百万円（同19.9%増）となり、SA・PA事業におけるテナント等の店舗売上は151,578百万円（同7.0%増）となりました。

なお、当連結会計年度の営業収益は34,772百万円（前連結会計年度比0.4%増）、また営業費用については、28,544百万円（同0.2%増）となり、営業利益は6,228百万円（同1.7%増）となりました。

#### （その他の事業）

その他の事業は、福岡市天神地区における駐車場事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2ヶ所におけるトラックターミナル事業、建設等のコンサルティング事業等を行っています。当連結会計年度のその他の事業全体としては、営業収益は10,702百万円（前連結会計年度比10.0%増）となりました。営業費用については、11,455百万円（同3.6%減）となり、営業損失は収益還元事業の実施等により752百万円（前連結会計年度は営業損失2,156百万円）となりました。

## （2）道路資産の帰属の状況

当事業年度において、新設又は改築のために取得した道路資産及び修繕工事又は災害復旧によって増加した高速道路資産完成高は総額220,466百万円であり、その路線・区間等は次のとおりです。

路線・区間等		帰属時期	道路資産 完成高 (百万円)
近畿自動車道名古屋神戸線 【大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで】	新設	平成25年10月	3,342
四国横断自動車道阿南四万十線 【徳島県徳島市川内町鈴江東から徳島県鳴門市大津町大代まで】	新設	平成25年6月	2,837
東九州自動車道 【福岡県京都郡苅田町大字雨窪から福岡県行橋市大字下検地まで】	新設	平成26年3月	24,829
東九州自動車道 【福岡県築上郡築上町大字上ノ河内から大分県宇佐市大字山本まで】	新設	平成25年10月	3,212

東九州自動車道 【宮崎県日向市大字財光寺から宮崎県児湯郡都農町大字川北まで】	新設	平成 25 年 7 月 平成 26 年 3 月	51,562
東九州自動車道 【宮崎県児湯郡都農町大字川北から宮崎県児湯郡高鍋町大字上江まで】	新設	平成 26 年 2 月	385
近畿自動車道天理吹田線 【八尾パーキングエリア】	新設	平成 26 年 3 月	4,313
近畿自動車道天理吹田線 【守口ジャンクション】	新設	平成 26 年 3 月	5,879
中国横断自動車道尾道松江線 【加茂岩倉パーキングエリア】	新設	平成 25 年 10 月	46
九州縦貫自動車道鹿児島線 【嘉島ジャンクション】	新設	平成 26 年 3 月	5,848
一般国道 478 号（京都縦貫自動車道） 【京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで】	新設	平成 25 年 4 月	43,578
中央自動車道西宮線 【大山崎ジャンクション】	改築	平成 25 年 4 月 平成 26 年 3 月	12,120
西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画 【蒲生スマートインターチェンジ】	改築	平成 25 年 12 月	1,753
西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画 【大和まほろばスマートインターチェンジ】	改築	平成 26 年 3 月	1,645
中国縦貫自動車道 【三次東ジャンクション】	改築	平成 26 年 3 月	127
四国縦貫自動車道 【松山インターチェンジ】	改築	平成 26 年 3 月	329
西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画 【宇城氷川スマートインターチェンジ】	改築	平成 26 年 3 月	1,818
九州縦貫自動車道宮崎線 【清武ジャンクション】	改築	平成 26 年 2 月	258
一般国道 478 号（京都縦貫自動車道） 【篠インターチェンジ】	改築	平成 25 年 4 月 平成 25 年 10 月	519
一般国道 478 号（京都縦貫自動車道） 【丹波インターチェンジ】	改築	平成 25 年 10 月	80
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕 工事	平成 25 年 6 月 平成 25 年 9 月 平成 25 年 12 月 平成 26 年 3 月	52,624
一般国道 31 号（広島呉道路）	修繕 工事	平成 25 年 6 月 平成 25 年 12 月 平成 26 年 3 月	58

一般国道165号及び166号（南阪奈道路）	修繕 工事	平成25年6月 平成25年9月 平成25年12月 平成26年3月	111
一般国道201号（八木山バイパス）	修繕 工事	平成25年6月 平成25年9月 平成25年12月 平成26年3月	2,731
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害 復旧	平成25年9月 平成25年12月 平成26年3月	451

(注) 1. 「帰属時期」については、当該道路資産が機構に帰属し、当社が機構から借受を開始した時期を記載しています。

2. 道路資産完成高には、建設中利息及び建設中一般管理費を含み、消費税等は含まれていません。

### (3) 当社グループの設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資総額は 29,304 百万円であり、主な内容は、次のとおりです。

#### ① 連結会計年度中に完成した主要設備

西日本高速道路株式会社	料金徴収施設及びE T C設備の新設（東九州道行橋インターチェンジ他9箇所）
	E T C設備の増設（48レーン）
	E T C設備及び料金徴収機械等の更新
	S A・P A店舗増改築等（名神高速道路大津S A下り線他2箇所）
西日本高速道路メンテナンス関西株式会社	車両リース
	事業所、倉庫等の取得
西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社	事務所等の取得
西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社	事務所等の取得
西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社	事業用用地の取得
西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社	事業用用地の取得
株式会社ボーチェ・オアシス	新営業システム構築他
株式会社ドュー大地	事務所等の取得
NEXCO-West USA, Inc.	調査機器の購入

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

西日本高速道路株式会社	E T C設備の増設 (210 レーン)
	E T C設備及び料金徴収機械等の更新
	S A・P A店舗増改築等 (中国自動車道美東S A上り線他 3 箇所)
西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社	車両の購入

(4) 当社グループの資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達の総額は 230,000 百万円であり、主に当社の道路建設資金として、次のとおり社債発行及び金融機関からの借入を行いました。

種別	発行日・借入日	発行額・借入額 (百万円)
西日本高速道路株式会社第 18 回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付) (10 年債)	平成 25 年 5 月 20 日	25,000
西日本高速道路株式会社第 19 回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付) (10 年債)	平成 25 年 9 月 5 日	25,000
西日本高速道路株式会社第 20 回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付) (10 年債)	平成 25 年 11 月 13 日	25,000
西日本高速道路株式会社第 21 回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付) (10 年債)	平成 26 年 2 月 13 日	25,000
長期借入金 (6 年)	平成 25 年 9 月 26 日	20,000
長期借入金 (6 年)	平成 25 年 12 月 24 日	20,000
長期借入金 (5 年)	平成 26 年 1 月 28 日	20,000
長期借入金 (6 年)	平成 26 年 3 月 27 日	70,000

(5) 当社グループの対処すべき課題

当社グループは、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を『自立』と『成長』のための期間と位置付けて取り組みを行っています。当社グループを取り巻く厳しい環境・情勢下においても、「100%の安全・安心」を実現するために必要なことは最優先に取り組みこととしており、とりわけ、経年劣化した高速道路の長期保全や更新への取り

組みは現下の喫緊の課題です。

このため、1. (1) で記載したとおり「高速道路資産の長期保全及び更新の在り方に関する技術検討委員会」の提言を受け「高速道路の大規模更新・大規模修繕計画(概略)」を策定したところであり、その実行に向け、事業を着実に推進していくための体制を構築するなどの取り組みを開始したところです。また、高速道路の損傷個所の早急かつ確実な補修に向けて、点検から補修に至る一連の業務が永続的に機能するシステムを早期に確立するとともに、点検により、将来起こりうる変状の予見も含め、道路構造物などの健全性見える化・モニタリングを行っていきます。

これらのハード・ソフト両面の対策に当社グループ一丸となって取り組むことにより、国民共有の財産である高速道路の健全性と機能を将来にわたって確保していくよう、より一層努めていきます。

このほか、『自立』し『成長』し続ける企業グループを目指し、以下のような課題への取り組みを行っていきます。

#### (災害対応力の強化)

災害対応力の強化を図るため、災害対応計画の策定や防災備蓄倉庫などの整備に加え、災害発生時に実効性の高い活動ができる体制の構築に向けて取り組んでいきます。

そのために、防災訓練や防災研修の実施、災害図上訓練などを通じて災害対応計画の実効性を確認するとともに、訓練などから得られた課題をもとに災害対応計画の見直しや必要なマニュアルの整備を図り、社員の防災意識の向上にも注力していきます。

#### (お客さまの満足度の更なる向上)

S A・P Aでは、地域性や交通特性を踏まえた店づくり・品揃え等のブランド戦略を展開することにより、「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」へ変革します。

なお、ブランド戦略については、当社グループが運営する直営店において先駆的に展開し、統一的なサービスの提供や接客水準などの向上により、お客さまの期待を超えた価値の提供に努めていきます。

#### (女性活躍促進に向けた取り組み)

高速道路に対するニーズの多様化に対応し、高い付加価値をもったより高いサービスを提供するためには、多様な視点を活かした事業の推進が必要であり、平成 25 年 7 月に当社内に「ウィメンズネットワーク」を設置して、女性活躍促進に関する諸課題について議論・検討を行うなどの取り組みを始めたところであり、引き続き女性活躍促進に向けた取り組みを進めていきます。



## (6) 財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期 (当連結会計 年度)
営業収益(百万円)	763,433	722,400	733,016	886,616
当期純利益(百万円)	10,074	2,814	6,433	3,480
1株当り当期純利益(円)	106.04	29.62	67.72	36.64
総資産(百万円)	678,888	732,285	879,941	929,551
純資産(百万円)	158,497	161,308	165,553	159,351

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期 (当事業年度)
営業収益(百万円)	741,934	691,587	698,652	851,520
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	2,423	953	6,030	△533
1株当り当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	25.51	10.04	63.48	△5.62
総資産(百万円)	653,564	708,819	849,884	902,360
純資産(百万円)	136,758	137,712	143,742	143,209

## (7) 重要な子会社等の状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)

### (a) 重要な子会社の状況

	会 社 名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
①	西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	110	100.0	SA・PA内営業施設の 管理・運営
②	西日本高速道路ロジスティクス株式会社	30	(100.0)	SA・PAへの各種商材、材 料等の仕入・卸業務及びその 他受託業務
③	西日本高速道路サービス関西株式会社	70	100.0	高速道路の料金収受

④	西日本高速道路サービス中国株式会社	50	100.0	高速道路の料金収受
⑤	西日本高速道路サービス四国株式会社	40	100.0	高速道路料金収受及び交通管理
⑥	西日本高速道路サービス九州株式会社	50	100.0	高速道路の料金収受
⑦	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社	60	100.0	高速道路の料金収受、交通管理、点検・管理及び保全作業
⑧	西日本高速道路パトロール関西株式会社	20	100.0	高速道路の交通管理
⑨	西日本高速道路パトロール九州株式会社	115	100.0	高速道路の交通管理
⑩	西日本高速道路メンテナンス関西株式会社	420	100.0	高速道路の保全作業
⑪	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社	350	100.0	高速道路の保全作業
⑫	西日本高速道路メンテナンス九州株式会社	160	100.0	高速道路の保全作業
⑬	西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社	90	(100.0)	高速道路の点検・管理
⑭	西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社	70	(100.0)	高速道路の点検・管理
⑮	西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社	60	(100.0)	高速道路の点検・管理及び保全作業
⑯	西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社	80	(100.0)	高速道路の点検・管理
⑰	西日本高速道路ファシリティーズ株式会社	160	100.0	高速道路の点検・管理及び保全作業
⑱	西日本高速道路ビジネスサポート株式会社	30	100.0	不動産関連業務及び人材派遣業務
⑲	芦有ドライブウェイ株式会社	40	51.0	一般自動車道事業
⑳	株式会社ハープス	71	(100.0)	P A内営業施設の店舗運営
㉑	株式会社ボーチェ・オアシス	50	(100.0)	P A内営業施設の店舗運営
㉒	株式会社クレッセ	20	(100.0)	P A内営業施設の店舗運営
㉓	NEXCO-WEST USA, Inc.	\$1,312,500	100.0	橋梁点検
㉔	株式会社富士技建	80	100.0	橋梁補修技術開発

⑳	株式会社ドークー大地	70	100.0	総合コンサルタント
㉑	株式会社L i g a r i c	75	66.7	ウルトラファインバブル事業
㉒	N E X C O 西日本コミュニケーションズ株式会社	35	100.0	広告事業

- (注) 1. 議決権比率 ( ) 書きは、子会社保有の株式を含んでいます。  
2. ㉑の資本金については、現地通貨略号及び現地通貨単位により記載を行っています。  
3. ㉒については、平成 25 年 4 月 1 日に当社の全額出資により設立されました。

(b) 持分法適用の子会社及び重要な関連会社の状況

	名 称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
①	沖縄道路サービス株式会社	30	(91.9)	P A 内営業施設の店舗運営
②	九州高速道路ターミナル株式会社	539	22.3	トラックターミナル、トレーラーヤード及び貨物保管施設の建設、管理、運営又は賃貸事業
③	株式会社N E X C O システムズ	50	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理
④	株式会社高速道路総合技術研究所	45	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発
⑤	株式会社N E X C O 保険サービス	15	33.3	損害保険代理業及び生命保険募集業
⑥	ハイウェイ・トール・システム株式会社	75	24.1	料金收受機械保守
⑦	日本高速道路インターナショナル株式会社	499	28.7	海外における高速道路事業

(注) 議決権比率 ( ) 書きは、子会社保有の株式を含んでいます。

(8) 当社グループの主な事業内容(平成 26 年 3 月 31 日現在)

当社グループは、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営んでいます。

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理
受託事業	国、地方公共団体の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等

SA・PA事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業等

(9) 当社グループの主要な事業所(平成 26 年 3 月 31 日現在)

① 当社の主要な事業所

- (本社) 大阪市北区堂島一丁目 6 番 20 号
- (その他) 関西支社 (茨木市)
- 中国支社 (広島市)
- 四国支社 (高松市)
- 九州支社 (福岡市)

② 重要な子会社の本店所在地

- 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社 (大阪市)
- 西日本高速道路ロジスティクス株式会社 (大阪市)
- 西日本高速道路サービス関西株式会社 (吹田市)
- 西日本高速道路サービス中国株式会社 (広島市)
- 西日本高速道路サービス四国株式会社 (高松市)
- 西日本高速道路サービス九州株式会社 (太宰府市)
- 西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社 (浦添市)
- 西日本高速道路パトロール関西株式会社 (大阪市)
- 西日本高速道路パトロール九州株式会社 (福岡市)
- 西日本高速道路メンテナンス関西株式会社 (茨木市)
- 西日本高速道路メンテナンス中国株式会社 (広島市)
- 西日本高速道路メンテナンス九州株式会社 (福岡市)
- 西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社 (茨木市)
- 西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社 (広島市)
- 西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社 (高松市)
- 西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社 (福岡市)
- 西日本高速道路ファシリティーズ株式会社 (茨木市)
- 西日本高速道路ビジネスサポート株式会社 (大阪市)
- 芦有ドライブウェイ株式会社 (芦屋市)
- 株式会社ハーブス (大阪市)
- 株式会社ボーチェ・オアシス (岡山市)
- 株式会社クレッセ (福岡市)
- NEXCO-West USA, Inc. (米国)
- 株式会社富士技建 (大阪市)
- 株式会社ドゥユー大地 (広島市)
- 株式会社Ligari (吹田市)
- 西日本コミュニケーションズ株式会社 (大阪市)

(10) 従業員の状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数 (人)
高速道路事業	12,267
受託事業	
S A・P A事業	735
その他の事業	
全社 (共通)	394
計	13,396 <2,904>

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。) であり、臨時従業員数を < > で外書きしています。

2. 高速道路事業及び受託事業、S A・P A事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
2,352 名	54 名増	41.2 歳	17 年 0 月

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。) であり、臨時従業員数は従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を含んでいます。

(11) 当社グループの主要な借入先の状況(平成 26 年 3 月 31 日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	23,682
株式会社三井住友銀行	14,596
株式会社三菱東京U F J 銀行	14,498
農林中央金庫	14,344
信金中央金庫	12,738

## 2. 会社の株式に関する事項(平成 26 年 3 月 31 日現在)

(1) 発行可能株式総数 380 百万株

(2) 発行済株式の総数 95 百万株

(3) 株主数 2 名

(4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	議決権比率 (%)
国土交通大臣	94,956,798	99.95
財務大臣	43,202	0.05

(注)「特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 76 号)」の施行に伴い、平成 26 年 4 月 1 日をもって国土交通大臣の持株全てが財務大臣に承継されました。

## 3. 会社役員に関する事項(平成 26 年 3 月 31 日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	山中 諄	—	南海電気鉄道株式会社取締役会長兼 CEO
代表取締役社長	石塚 由成	会社の経営の統括・執行 監査部担当	—
代表取締役 専務執行役員	酒井 和広	会社の経営の執行補佐 技術本部、総務部、人事部担当	—
取締役 常務執行役員	奥平 聖	建設事業本部長 CS 推進本部長	—
取締役 常務執行役員	牧浦 信一	保全サービス事業本部長	—
取締役 常務執行役員	高倉 照正	経営企画本部長 コンプライアンスに係る社長特 命事項 海外事業本部、財務部担当	—
取締役 常務執行役員	桑田 俊一	事業開発本部長 広報部担当	—
監査役(常勤)	赤松 健	—	—

監査役	土岐 憲三	—	立命館大学 衣笠 総合研究機構教授
監査役	惣福脇 亨	—	一般社団法人九州 経済連合会専務理 事

- (注)
- 平成 25 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において、奥平聖氏及び桑田俊一氏が取締役を選任されました。
  - 平成 25 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の終結の時をもって、取締役河本造氏及び早川和利氏が辞任により退任しました。
  - 取締役会長の山中諄氏は、会社法第 2 条第十五号に定める社外取締役です。
  - 監査役赤松健氏、土岐憲三氏及び惣福脇亨氏は、会社法第 2 条第十六号に定める社外監査役です。
  - 監査役惣福脇亨氏は、一般社団法人九州経済連合会専務理事を平成 26 年 6 月 5 日に退任しました。なお、当社は、同法人の会員企業です。
  - 社外取締役及び社外監査役と当社との間に開示すべき人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	9 名	117 百万円	(うち社外 1 名 一百万円)
監査役	3 名	25 百万円	(うち社外 3 名 25 百万円)

- (注)
- 上記員数には、平成 25 年 6 月 27 日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役 2 名を含んでいます。
  - 上記報酬額には、平成 25 年 6 月 27 日開催の定時株主総会決議に基づき、退任取締役 2 名に支払った役員退職慰労金を含んでいます。
  - 上記のほか、役員退職慰労金引当金 10,145 千円（取締役 8,093 千円、監査役 2,051 千円）を当事業年度にて計上しています。

## (3) 社外役員に関する事項（当事業年度における主な活動状況）

社外取締役については、社外における豊富な知識・経験を当社の経営に活かすほか、独立した立場から経営を監督するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として選任しています。

取締役会長山中諄氏は、当事業年度の取締役会 15 回のうち 14 回に出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

社外監査役については、社外における豊富な知識・経験を監査業務に活かすほか、独立した立場から取締役の職務執行を監査するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として選任しています。

監査役赤松健氏は、当事業年度の取締役会 15 回の全てに、また、監査役会 13 回の全

てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

監査役土岐憲三氏は、当事業年度の取締役会 15 回の全てに、また、監査役会 13 回の全てに出席し、学識経験者としての専門的見地から、適宜発言を行いました。

監査役惣福脇亨氏は、当事業年度の取締役会 15 回のうち 14 回に、また、監査役会 13 回の全てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	75,790 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88,690 千円

(注)1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 上記報酬等の額には、当社が監査法人に支払った社債発行に係るコンフォートレター作成業務の対価 8 百万円を含んでいます。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会が、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任のために必要な会社法上の手続きを行います。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図る。



取締役は、取締役及び使用人が実践すべき指針である行動憲章を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務遂行にあたるとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固としてこれを排除する。

社内及び社外のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期発見、未然防止を図る。

取締役は、法令又は定款に違反するおそれのある事実を発見した場合は、直ちに必要な措置を講じるものとし、監査役がこれらの事実に関して助言又は勧告を行った場合は、これを尊重する。

※平成 25 事業年度：取締役会 15 回開催

※平成 25 事業年度：コンプライアンス委員会 1 回開催

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録及び資料を含め、職務の執行や意思決定過程に係る情報は、社内規則に基づき適切に保存及び管理するとともに適切な情報開示に努める。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

高速道路の交通の安全、お客さま・国民の信頼、また事業活動全般の健全性の確保を図るため、当社の経営リスクに対して、経営リスク管理委員会を設置し、適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、取締役を構成員に含む経営リスク管理委員会の総括的な管理のもと、分野別に分科会を設置してリスク対応を行い、常に適切に運用されるよう継続的改善を図る。

入札契約手続については、外部の有識者を構成員とする入札監視委員会を定期的に開催するなど、透明性・公正性の確保に努める。

また、大規模災害等には災害対策基本法、国民保護法等の法令の規定に従い適切に対応するため、訓練等を実施する。

※平成 25 事業年度：経営リスク管理委員会 1 回開催（分野別分科会は適時開催）

※関係機関を交えた災害図上訓練等の実施

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画を策定し適切な目標管理を行うとともに、その進捗状況について定期的に検証するなど、業務を効率的に実施する仕組みを確保する。

取締役は、その職務分担と権限・責任を明確にし、効率的な職務の執行を行う。

取締役会で決議する事項については、社内での意思の疎通、情報の共有を図り、経営の効率化に資するよう、原則として、経営会議で事前に協議する。

※平成 25 事業年度：経営会議 23 回開催

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を定期的  
に開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図る。

法令、定款、行動憲章その他社内規則の遵守を社内に恒常的に浸透させるため、コン  
プライアンス担当の取締役を置き、担当取締役は、取締役会に職務の執行状況を報告す  
る。

社内及び社外のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期  
発見、未然防止を図る。

監査部による継続的な監査の実施を通じて、業務運営の適正性と経営効率の向上等を  
図る。

※平成 25 事業年度：コンプライアンス委員会 1 回開催（再掲）

#### (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業の社会  
的責任を果たすとともに、社会から信頼されるグループを目指すものとし、グループの  
運営に係る規則に基づき、グループの業務を適正かつ効率的に運営し、またグループの  
連絡会議等を通じて意思疎通を密にする。

グループ共通のリスクマネジメント体制及びコンプライアンス通報・相談窓口の適切  
な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図る。

※平成 25 事業年度：経営交流会議 2 回及びグループ会社トップミーティング開催

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用 人に関する事項

監査役の職務を補助する専任の使用人を置く。また、監査役から当該使用人の充実を  
求められた場合は、これを尊重する。

#### (8) 前記の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の指揮命令は監査役が行うとともに、その人事異動及  
び評価については、監査役の意見を徴し、これを尊重する。

#### (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関す る体制

取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、そ

の他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行う。

さらに取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明又は報告を求められた場合は、速やかに当該事項について説明又は報告を行う。

#### **(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

重要な業務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項については、監査役の出席する経営会議に報告する。

また監査役と取締役との意見交換を定期的で開催するとともに、監査役が重要な会議への出席など、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため必要な措置を求めた場合は、これを尊重する。

### **6. 決算期後に生じた当社グループの状況に関する重要な事実**

PA内の営業施設の店舗運営を行う株式会社ハープス、株式会社ボーチェ・オアシス及び株式会社クレッセについて、経営資源を集約し経営基盤を強化することにより、ブランド展開等の成長戦略を着実に推進する体制を構築するため、これら3会社を合併し、存続会社である株式会社ハープスの商号を平成26年7月1日に西日本高速道路リテール株式会社（仮称）として変更する予定です。

また、関西地区及び中国地区における交通管理業務を実施している西日本高速道路パトロール関西株式会社について、当社の主要な事業所（支社）毎の業務体制を確立するため同社を分割し、中国地区を管轄する新会社として西日本高速道路パトロール中国株式会社（仮称）を平成26年7月1日に設立する予定です。

# 第9期 計算関係書類

会社法第435条第2項に定める計算書類  
会社法第444条第3項に定める連結計算書類

〔 平成 25 年 4 月 1 日 から  
平成 26 年 3 月 31 日 まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注) 本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連 結 貸 借 対 照 表

平成26年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金		33,530
高速道路事業営業未収入金		66,992
短期貸付金		4,038
有価証券		106,500
仕掛道路資産		449,235
その他		32,227
貸倒引当金		△ 23
流動資産合計		692,500
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
建物及び構築物	91,757	
減価償却累計額	△ 26,719	
減損損失累計額	△ 141	64,896
機械装置及び運搬具	135,107	
減価償却累計額	△ 84,420	50,687
土地		85,664
その他	25,471	
減価償却累計額	△ 11,554	13,917
有形固定資産合計		215,164
2. 無形固定資産		8,702
3. 投資その他の資産		
長期前払費用	1,879	
その他	11,059	
貸倒引当金	△ 318	
投資その他の資産合計		12,620
固定資産合計		236,487
III 繰延資産		563
資 産 合 計		929,551

(単位：百万円)

科 目	金 額
負 債 の 部	
I 流動負債	
支払手形及び買掛金	13,067
高速道路事業営業未払金	148,236
1年内返済予定の長期借入金	6
未払法人税等	1,399
受託業務前受金	2,470
前受金	1,411
賞与引当金	3,592
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	61
回数券払戻引当金	166
その他	31,821
流動負債合計	202,233
II 固定負債	
道路建設関係社債	324,993
道路建設関係長期借入金	130,000
長期借入金	104
役員退職慰労引当金	322
ETCマイレージサービス引当金	8,174
退職給付に係る負債	79,033
その他	25,338
固定負債合計	567,966
負債合計	770,200
純 資 産 の 部	
I 株主資本	
資本金	47,500
資本剰余金	55,497
利益剰余金	67,219
株主資本合計	170,217
II その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	21
為替換算調整勘定	11
退職給付に係る調整累計額	△ 11,056
その他の包括利益累計額合計	△ 11,022
III 少数株主持分	
少数株主持分	156
少数株主持分合計	156
純 資 産 合 計	159,351
負債・純資産合計	929,551

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 連 結 損 益 計 算 書

平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I. 営業収益		886,616
II. 営業費用		
道路資産賃借料	426,364	
高速道路等事業管理費及び売上原価	394,166	
販売費及び一般管理費	61,613	882,143
営業利益		4,472
III. 営業外収益		
受取利息	84	
受取配当金	10	
負ののれん償却額	415	
持分法による投資利益	167	
土地物件貸付料	573	
その他	655	1,907
IV. 営業外費用		
支払利息	36	
損害賠償金	52	
たな卸資産処分損	22	
その他	94	205
経常利益		6,173
V. 特別利益		
固定資産売却益	68	
負ののれん発生益	1,386	
その他	150	1,605
VI. 特別損失		
固定資産売却損	44	
固定資産除却損	51	
損害賠償金	717	
その他	120	933
税金等調整前当期純利益		6,845
法人税、住民税及び事業税	2,694	
過年度法人税等	425	
法人税等調整額	229	3,349
少数株主損益調整前当期純利益		3,495
少数株主利益		15
当期純利益		3,480

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 連結株主資本等変動計算書

平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	61,602	164,600
当期変動額				
当期純利益			3,480	3,480
連結子会社の増加に伴う増加額			2,135	2,135
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—
当期変動額合計	—	—	5,616	5,616
当期末残高	47,500	55,497	67,219	170,217

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計
当期首残高	16	6	—	23
当期変動額				
当期純利益				
連結子会社の増加に伴う増加額				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4	5	△ 11,056	△ 11,045
当期変動額合計	4	5	△ 11,056	△ 11,045
当期末残高	21	11	△ 11,056	△ 11,022

	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	929	165,553
当期変動額		
当期純利益		3,480
連結子会社の増加に伴う増加額		2,135
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 772	△ 11,818
当期変動額合計	△ 772	△ 6,202
当期末残高	156	159,351

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。



## 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

## 一 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 27社

主要な連結子会社の名称

西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱

## (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

沖縄道路サービス㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

## (3) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において新たにNEXCO西日本コミュニケーションズ㈱を設立したため、連結の範囲に含めています。また、従来持分法を適用していない非連結子会社であった㈱アシスト、㈱ミライズ、㈱アレックス及びケイケイエム㈱は、重要性が増したため、当連結会計年度期首より連結子会社となりました。

ただし、㈱アシスト及び㈱ミライズは平成25年9月30日付け、㈱アレックス及びケイケイエム㈱は平成25年9月18日付けで他の連結子会社との合併により消滅会社となったため、連結の範囲から除外しています。

## 二 持分法の適用に関する事項

## (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

持分法適用の非連結子会社数 1社

会社の名称

沖縄道路サービス㈱

持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社の名称

九州高速道路ターミナル㈱

## (2) 持分法を適用しない非連結子会社（㈱ハートネット）及び関連会社（TSK㈱）は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

## 三 会計処理基準に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

## ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっています。

## ② たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

## ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

## ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

## (3) 重要な引当金の計上基準

## ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

## ② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

## ③ ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

## ④ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

## ⑤ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。

## ⑥ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

## (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

## ① 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

## ② 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。

なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額で費用処理しています。

## ③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

- ④ ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準  
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。
- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。  
なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。
- ⑥ 負ののれんの償却に関する事項  
平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しています。  
平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しています。
- ⑦ 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準第26号。以下「退職給付会計基準」といいます。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成24年5月17日 企業会計基準適用指針第25号。以下「退職給付適用指針」といいます。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しています。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が79,033百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が11,056百万円減少しています。

なお、1株当たり純資産額は116.38円減少しています。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

### 連結損益計算書

前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示していた「損害賠償金」は、当連結会計年度において、金額の重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前連結会計年度における「損害賠償金」は、12百万円です。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

## 一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債324,993百万円（額面325,400百万円）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債185,000百万円（額面185,000百万円）の担保に供しています。

## 二 保証債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	3,011,487 百万円
東日本高速道路(株)	2,271 百万円
中日本高速道路(株)	2,345 百万円
合 計	3,016,105 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金105,000百万円及び道路建設関係社債120,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。

- ① 日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 4,699 百万円

- ② 民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 371,000 百万円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 95,000,000 株

## 6. 金融商品に関する注記

## 一 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用について一時的に生じる余資を安全性の高い金融資産（譲渡性預金等）により運用しています。

また、資金調達については、主に高速道路の新設、改築、修繕等に要する資金として、必要な資金を社債の発行又は金融機関からの借入れにより調達しています。

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っています。

有価証券は主に譲渡性預金であり、一時的に生じる余資の資金運用として格付けの高い金融機関等との間で1ヶ月以内の取引を行っています。

投資有価証券は主に当社及び一部の連結子会社が有する株式であり、価格の変動リスク等に晒されていますが、主に業務上の関係を有する非上場株式（関連会社株式含む）です。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金、道路建設関係長期借入金、長期借入金）は、主に高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る借入金であり、その一部は金利の変動リスクに晒されています。

道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る資金調達であり、道路の建設終了後（改築、修繕、災害復旧の場合は完成後）に、道路資産と社債を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引き渡すこととされています。

## 二 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	33,530	33,530	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金	66,992 △ 23		
	66,968	66,968	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	106,677	106,677	—
(4) 高速道路事業営業未払金	(148,236)	(148,236)	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	(6)	(6)	0
(6) 道路建設関係社債	(324,993)	(338,277)	13,284
(7) 道路建設関係長期借入金	(130,000)	(130,003)	3
(8) 長期借入金	(104)	(125)	21

（※）負債に計上されるものについては、（ ）で示しています。

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## (1) 現金及び預金、並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## (4) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## (5) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(7) 道路建設関係長期借入金、並びに(8) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## (6) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格をもって算定しています。

## 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額3,820百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

## 一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸マンション等を有し、滋賀県以西の高速道路内のサービスエリア、パーキングエリアの施設を賃貸不動産として有しています。

## 二 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
93,961	88,536

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,675.73円
1株当たり当期純利益金額	36.64円

## 9. 重要な後発事象に関する注記

## 多額な社債の発行

当社は、平成26年3月27日開催の取締役会の決議（社債180,000百万円以内）に基づき、平成26年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しています。

区分	西日本高速道路株式会社第22回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	25,000百万円
利率	年0.744パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき100円
払込期日	平成26年5月19日
償還期日	平成36年3月19日
担保	一般担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

## 貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金		29,231
高速道路事業営業未収入金		66,992
未収入金		5,701
短期貸付金		7,653
リース投資資産		10
有価証券		106,500
仕掛道路資産		451,488
原材料		451
貯蔵品		1,114
受託業務前払金		1,312
前払金		1,346
前払費用		699
繰延税金資産		3,350
その他の流動資産		9,022
貸倒引当金		△ 23
流動資産合計		684,848
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,960	
減価償却累計額	△ 795	1,165
構築物	39,788	
減価償却累計額	△ 7,434	32,353
機械及び装置	112,887	
減価償却累計額	△ 68,276	44,610
車両運搬具	18,178	
減価償却累計額	△ 14,008	4,170
工具、器具及び備品	7,467	
減価償却累計額	△ 4,751	2,716
土地		0
リース資産	102	
減価償却累計額	△ 18	84
建設仮勘定		4,569
無形固定資産		3,497
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	22,703	
減価償却累計額	△ 6,749	15,954
構築物	6,290	
減価償却累計額	△ 3,153	3,136
機械及び装置	1,942	
減価償却累計額	△ 837	1,104
工具、器具及び備品	170	
減価償却累計額	△ 80	89
土地		67,482
リース資産	59	
減価償却累計額	△ 13	45
建設仮勘定		949
無形固定資産		231

(単位：百万円)

科 目	金 額		
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	9,337		
減価償却累計額	△ 3,119	6,217	
構築物	835		
減価償却累計額	△ 423	411	
機械及び装置	291		
減価償却累計額	△ 144	147	
車両運搬具	0		
減価償却累計額	△ 0	0	
工具、器具及び備品	2,669		
減価償却累計額	△ 1,442	1,226	
土地		11,144	
リース資産	2,195		
減価償却累計額	△ 1,183	1,012	
建設仮勘定		241	20,402
無形固定資産			3,328
D その他の固定資産			23,730
有形固定資産			
建物	105		
減価償却累計額	△ 20		
減損損失累計額	△ 51	34	
土地		598	632
E 投資その他の資産			
関係会社株式			5,861
投資有価証券			97
長期貸付金			1,243
長期前払費用			1,732
その他の投資等			1,783
貸倒引当金			△ 295
固定資産合計			216,948
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費			563
繰延資産合計			563
資 産 合 計			902,360



(単位：百万円)

科 目	金 額	
負 債 の 部		
<b>I 流動負債</b>		
高速道路事業営業未払金		166,201
1年以内返済予定長期借入金		3
リース債務		295
未払金		19,194
未払費用		841
預り連絡料金		4,926
預り金		22,578
受託業務前受金		2,470
前受金		1,337
前受収益		5
賞与引当金		1,434
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		61
回数券払戻引当金		166
その他の流動負債		3,451
流動負債合計		<u>222,969</u>
<b>II 固定負債</b>		
道路建設関係社債		324,993
道路建設関係長期借入金		130,000
その他の長期借入金		24
リース債務		894
繰延税金負債		50
受入保証金		6,282
退職給付引当金		61,957
役員退職慰労引当金		52
ETCマイレージサービス引当金		8,174
関門トンネル事業履行義務債務		3,559
資産除去債務		192
その他の固定負債		0
固定負債合計		<u>536,181</u>
負債合計		<u>759,150</u>
<b>純 資 産 の 部</b>		
<b>I 株主資本</b>		
資本金		47,500
資本剰余金		
資本準備金		47,500
その他資本剰余金		7,997
資本剰余金合計		<u>55,497</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	22,670	
繰越利益剰余金	17,541	40,211
利益剰余金合計		<u>40,211</u>
株主資本合計		<u>143,209</u>
純資産合計		<u>143,209</u>
負債・純資産合計		<u>902,360</u>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 損 益 計 算 書

平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I. 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	605,520	
道路資産完成高	220,466	
その他の売上高	<u>816</u>	826,803
2. 営業費用		
道路資産賃借料	426,364	
道路資産完成原価	223,513	
管理費用	<u>178,576</u>	<u>828,454</u>
高速道路事業営業損失		1,650
II. 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
直轄高速道路事業収入	507	
受託業務収入	12,624	
S A・P A事業収入	10,508	
その他の事業収入	<u>1,076</u>	24,717
2. 営業費用		
直轄高速道路事業費	507	
受託業務事業費	12,576	
S A・P A事業費	6,998	
その他の事業費用	<u>2,476</u>	<u>22,559</u>
関連事業営業利益		2,157
全事業営業利益		507
III. 営業外収益		
受取利息		10
有価証券利息		64
受取配当金		589
土地物件貸付料		499
雑収入		<u>360</u>
		1,524
IV. 営業外費用		
支払利息		8
損害賠償金		24
たな卸資産処分損		22
支払補償費		12
雑損失		<u>18</u>
経常利益		1,945
V. 特別利益		
固定資産売却益		43
その他特別利益		<u>0</u>
		43
VI. 特別損失		
固定資産売却損		0
損害賠償金		707
その他特別損失		<u>71</u>
税引前当期純利益		1,211
法人税、住民税及び事業税		800
過年度法人税等		425
法人税等調整額		<u>520</u>
当期純損失		<u><u>533</u></u>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書

平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
				別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497	22,542	18,203	40,745	143,742	143,742
当期変動額									
別途積立金の積立					128	△ 128	—	—	—
当期純損失 (△)						△ 533	△ 533	△ 533	△ 533
当期変動額合計	—	—	—	—	128	△ 662	△ 533	△ 533	△ 533
当期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497	22,670	17,541	40,211	143,209	143,209

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## 一 資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっています。
- ② その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法によっています。

## (2) たな卸資産

## ① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

## ② 原材料・貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

## 二 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

## (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

## 三 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

## (2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

## (3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

## (4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

## (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）

による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

## (6) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。

## (7) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

## 四 収益及び費用の計上基準

## (1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

## (2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

## 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

## (1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

## (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

## 損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示していた「土地物件貸付料」は、当事業年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前事業年度における「土地物件貸付料」は、500百万円です。

前事業年度まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示していた「支払補償費」は、当事業年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前事業年度における「支払補償費」は、2百万円です。

前事業年度まで特別損失の「その他特別損失」に含めて表示していた「損害賠償金」は、当該事業年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前事業年度における「損害賠償金」は、12百万円です。

## 3. 貸借対照表に関する注記

## 一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債324,993百万円（額面325,400百万円）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債185,000百万円（額面185,000百万円）の担保に供しています。

## 二 保証債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	3,011,487 百万円
東日本高速道路(株)	2,271 百万円
中日本高速道路(株)	2,345 百万円
合計	3,016,105 百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金105,000百万円及び道路建設関係社債120,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。

① 日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 4,699 百万円

② 民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 371,000 百万円

## 三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,539 百万円
短期金銭債務	43,093 百万円
長期金銭債権	1,150 百万円
長期金銭債務	810 百万円

## 四 関門トンネル事業履行義務債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引き継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。

4.	損益計算書に関する注記		
	関係会社との取引高		
	営業取引による取引高		
	営業収益	11,003	百万円
	営業費用	113,857	百万円
	営業取引以外の取引による取引高	2,767	百万円
5.	株主資本等変動計算書に関する注記		
	当事業年度の末日における発行済株式の数		
	普通株式	95,000,000	株
6.	税効果会計に関する注記		
一	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因		
	繰延税金資産		
	継続損益工事費	2,470	百万円
	賞与引当金	510	百万円
	ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	21	百万円
	退職給付引当金	22,051	百万円
	E T Cマイレージサービス引当金	2,909	百万円
	事業税	75	百万円
	繰延資産	93	百万円
	ハイウェイカード前受金益金算入額	273	百万円
	E T C前受金益金算入額	165	百万円
	減価償却費	658	百万円
	その他	2,187	百万円
	繰延税金資産小計	31,416	百万円
	評価性引当額	△ 28,066	百万円
	繰延税金資産合計	3,350	百万円
	繰延税金負債		
	資産除去債務に対応する除去費用	50	百万円
	繰延税金負債合計	50	百万円
	繰延税金資産の純額	3,300	百万円

## 二 実効税率の変更

平成26年3月31日付で「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38.0%から35.6%に変更しています。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額が230百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

### (1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具	3 百万円	3 百万円	- 百万円

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

### (2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	- 百万円
1 年超	- 百万円
合 計	- 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

### (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	0 百万円
減価償却費相当額	0 百万円

### (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

8. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額	
1年内	456,679 百万円
1年超	16,373,155 百万円
合計	16,829,835 百万円

- (注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。
2. 道路資産の賃借料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されます。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

## 一 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	国土交通大臣	(被所有) 直接 99.9%	道路の新設等の受託等	受託業務前受金の受入(注1)	6,402	未収入金	3,014
						受託業務前受金	1,463

取引金額及び期末残高には消費税等が含まれています。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記取引の取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しています。

## 二 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	426,364	高速道路事業営業未払金	79,578
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡	220,466	高速道路事業営業未収入金	12,365
				債務の引渡及び債務保証(注1)	225,000	—	—
			借入金等の連帯債務	債務保証(注2)(注3)	3,162,187	—	—
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路(株)	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注3)	2,271	—	—
			料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等	27,498	高速道路事業営業未払金	4,769
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路(株)	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注3)	2,345	—	—

取引金額には料金収入の精算による支払等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでいます。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金及び社債について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。

## 三 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	(所有)直接100%	S A ・ P A 事業	資金貸借取引(注1)	-	預り金	12,259

期末残高には消費税等を含んでいます。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金貸借取引については、グループファイナンスの基本契約に基づくCMS（統括会社がグループ企業の資金調達・運用を代行し、資金の効率化を目的としたシステム）により資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに期末残高のみ記載しています。また、金利は市場金利を勘案して合理的に決定されています。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,507.47円
1株当たり当期純損失金額	5.62円

## 11. 重要な後発事象に関する注記

## 多額な社債の発行

当社は、平成26年3月27日開催の取締役会の決議（社債180,000百万円以内）に基づき、平成26年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しています。

区分	西日本高速道路株式会社第22回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	25,000百万円
利率	年0.744パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき100円
払込期日	平成26年5月19日
償還期日	平成36年3月19日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月28日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介 ㊦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷義広 ㊦  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月28日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷義広 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書（謄本）

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、内部統制システムに関する取締役会決議は、当初決議から一度見直しの決議が行われているが、会社や社会情勢・要請の変化、社内外での不祥事発生後の再発防止又は予防などを目的として、取締役が定期的に見直し、その結果に基づき、組織・規則の変更あるいは運用方法の変更といった体制を構築し直すことも、取締役としての善管注意義務に含まれていることから、現在の取締役会決議の見直しと毎年一定の時期に、見直さないことも含めた取締役会決議を行うことを各取締役に提言しました。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (4) 技術的視点から見た業務状況結果

各支社における災害危険箇所を実査し、災害対応に関する状況及び対策を把握しました。

平成26年5月30日

西日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 赤松 健 印

社外監査役 惣福脇 亨 印

社外監査役 土岐 憲三 印